

再発防止策の策定について

平成 29 年 5 月 15 日

大学教授への贈賄事件に関する社内調査委員会

平成 29 年 5 月 15 日

はじめに

大学との耐震技術に関する共同研究において、同研究の指導を行っていた教授に対し、弊社が支払った研究費の一部に贈賄の疑いがあるとして、平成 28 年 11 月 15 日に弊社社員が逮捕され、同年 12 月 6 日には贈賄罪で起訴されました。

本件事件の発生を受けて、弊社では、事件の概要や発生原因、背景などを調査するため、平成 28 年 12 月 12 日に「大学教授への贈賄事件に関する社内調査委員会」（以下「本調査委員会」という。）を設置し、関係者からの聞き取りによる調査を行いました。その結果、一部社内ルールが守られていないなど会社として改善すべき点が明らかとなりましたので、「再発防止策の策定について」として本書を取り纏めました。

法令違反は社会からの信頼を失い、会社の経営に深刻かつ甚大なダメージを与えることから、原因究明と再発防止策の実施はもとより、全社を挙げた意識向上教育の継続実施等により、従業員一人ひとりの倫理観に裏付けられたコンプライアンス最優先の企業風土の確立に不退転の覚悟で取り組んでまいります。

代表取締役社長 秋山 優樹

目次

1. 事件の概要	4
2. 原因究明および再発防止策	4
(1) 見積書等一連書類の確認について	4
(2) 奨学寄附金等による支払いについて	5
(3) 公務員との接し方	6
(4) 稟議書、契約書について	6
(5) 技術研究開発センターの管理体制について	7
(6) 研究者の倫理観	8
(7) 業者登録上の問題	8

1. 事件の概要

平成 23 年度に大学・弊社・A社の三者は、「梁の耐震補強に関する共同研究」を開始、また、平成 25 年度からは、大学・弊社・B社による「非構造壁の耐震性能向上を目的とした共同研究」も開始いたしました。

その際、大学教授から実験の指導等を継続して受けるため、技術指導料をコンサルタント的な業務を請け負う外注業者（以下、「C社」という。）に実験費用として支払うようにと言われました。このような形で支払った金員のうち、平成 26 年から平成 28 年にかけて支払われた金員が本件事件の起訴事実となりました。

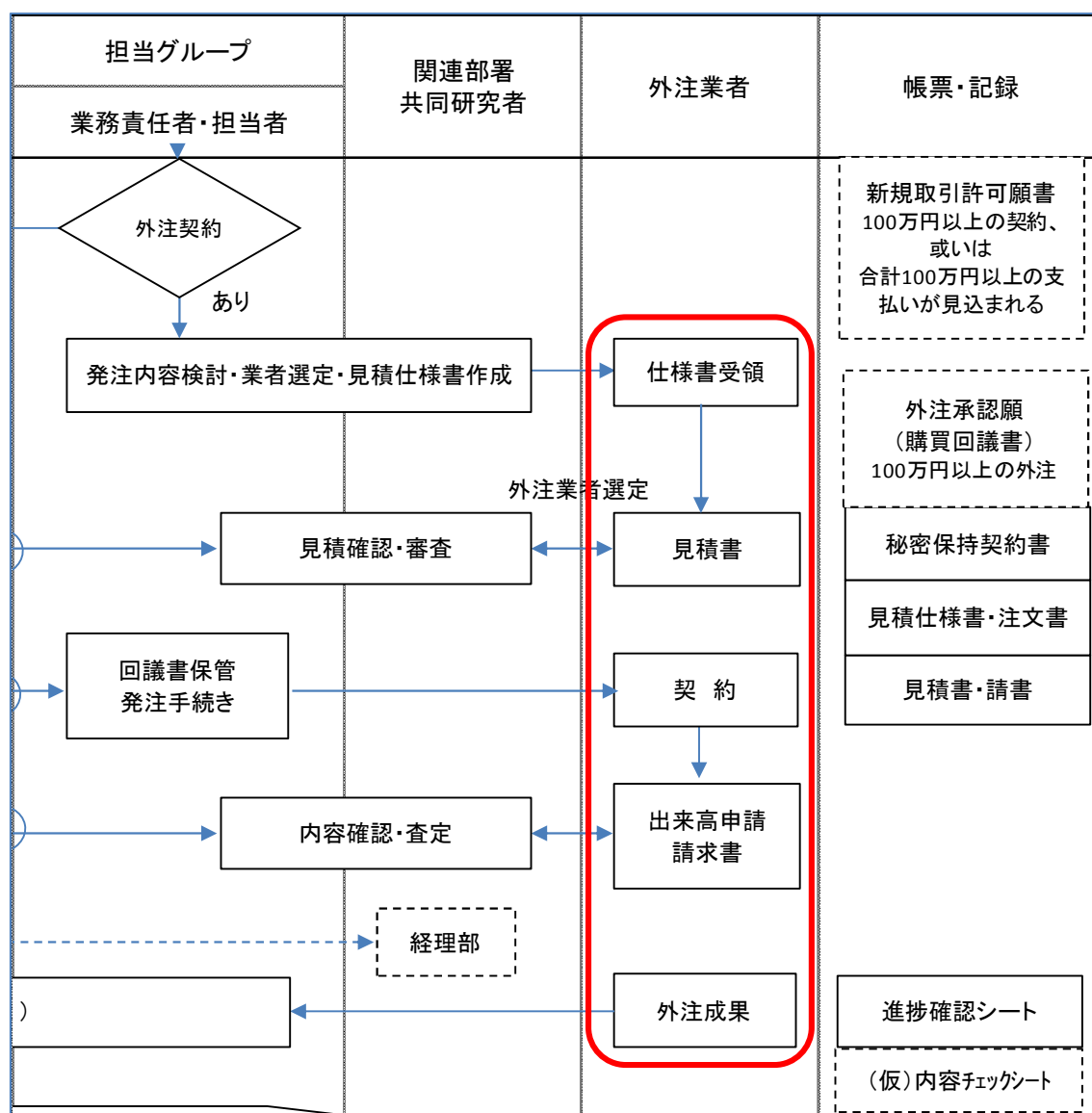
2. 原因究明および再発防止策

（1）見積書等一連書類の確認について

同教授への技術指導料は、同教授の指示の通り、C社からの実験費用の請求に対する支払いという形で行われました。しかし、この支払いについては、通常このような処理時に必要である見積書等一連の書類を受領しておらず、弊社の定めた業務要領等の規程に反しております。

今後、決められたルール通りに、それぞれの段階で必要な手順を踏んでいるか、必要な書類は整っているかをチェックしてまいります。

※参考 研究開発業務フロー図の一部抜粋



今回のC社への支払いにおいて、上記図表の内、外注契約はあったものの契約書は存在せず、また、請求書を除いて、それ以外の手続き、関連帳票は存在しておりませんでした。

(2) 奨学寄附金等による支払いについて

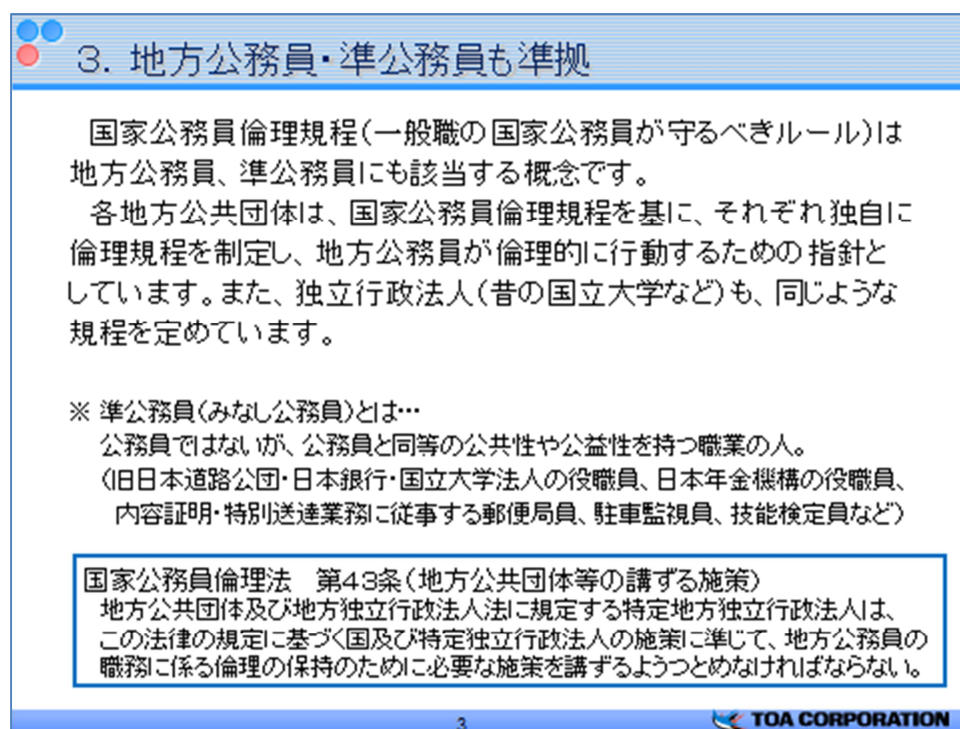
弊社は、大学との共同研究においては、産学連携センターを通じ研究に必要な経費を負担する「共同研究」または、産学連携センターを通じ教授もしくは講座に寄付を行う「奨学寄附金」の何れかの手続きによるべきとして、今後このルールを技術研究開発センターの業務要領等に規定するよう改善してまいります。

（３）公務員との接し方

公務員との接し方については、事件後、「国家公務員との接し方」という e-learning 講座を開講し、国家公務員倫理法・倫理規程を中心として全社員が受講を終了しておりますが、今後も継続して同様の研修等を実施してまいります。今後の研修内容等について具体的ケースを示した年次教育への組み込みや、研究テーマ選定後の担当者への受講の義務付けを進めます。

また、官公庁の職員、政治家（議員等の候補者を含む。）、政治団体等に対し、報酬、接待、贈物、コンサルタント料等の名目その他形態のいかんを問わず、また、直接、間接を問わず、行われる利益供与、販売および貸付等（債務保証等を含む。）が生じ得る場合は、担当者は管理部門等の関係部署と協議し、関係法令や倫理規程等と照らし合わせて是非を判断いたします。

【e-learning 講座】より一部抜粋



3. 地方公務員・準公務員も準拠

国家公務員倫理規程（一般職の国家公務員が守るべきルール）は地方公務員、準公務員にも該当する概念です。

各地方公共団体は、国家公務員倫理規程を基に、それぞれ独自に倫理規程を制定し、地方公務員が倫理的に行動するための指針としています。また、独立行政法人（昔の国立大学など）も、同じような規程を定めています。

※ 準公務員（みなし公務員）とは…
公務員ではないが、公務員と同等の公共性や公益性を持つ職業の人。
（旧日本道路公団・日本銀行・国立大学法人の役職員、日本年金機構の役職員、内容証明・特別送達業務に従事する郵便局員、駐車監視員、技能検定員など）

国家公務員倫理法 第43条（地方公共団体等の講ずる施策）
地方公共団体及び地方独立行政法人法に規定する特定地方独立行政法人は、この法律の規定に基づく国及び特定独立行政法人の施策に準じて、地方公務員の職務に係る倫理の保持のために必要な施策を講ずるようつとめなければならない。

3 TOA CORPORATION

（４）稟議書、契約書について

「梁の耐震補強に関する共同研究」において、当初２年間は契約を締結しておりましたが、その後契約を更新しないまま共同研究を続けていたこと、また、「非構造壁の耐震性能向上を目的とした共同研究」においても、契約を締結せず共同研究を開始したことが判明いたしました。

研究の計画書においては、予算書、工程、構成員、共同研究の明示、契約書の有無または締結予定、支払いの方法等を記載し、同時に、公務員の関与がある場合や大学との共同

研究については、チェックリストにて契約書・秘密保持契約の有無、契約書は調印済みか否か等のチェックを実施いたします。

稟議については、稟議取扱規程を改定し、稟議書受付時のルール周知徹底、稟議書決裁後のフォローの強化を図り、上記改善事項を業務フローに組み込みました。また、稟議書・契約書の作成に当たっては、開発費の負担割合、開発成果の帰属、秘密保持、特許関連等を明示いたします。

さらに、これらの実施状況について、今後内部監査の重点項目としてチェックしてまいります。

（５）技術研究開発センターの管理体制について

今期より技術研究開発センター（以下、「センター」という。）を含めた研究組織の内部統制強化に向けて管理要員を増強いたしました。

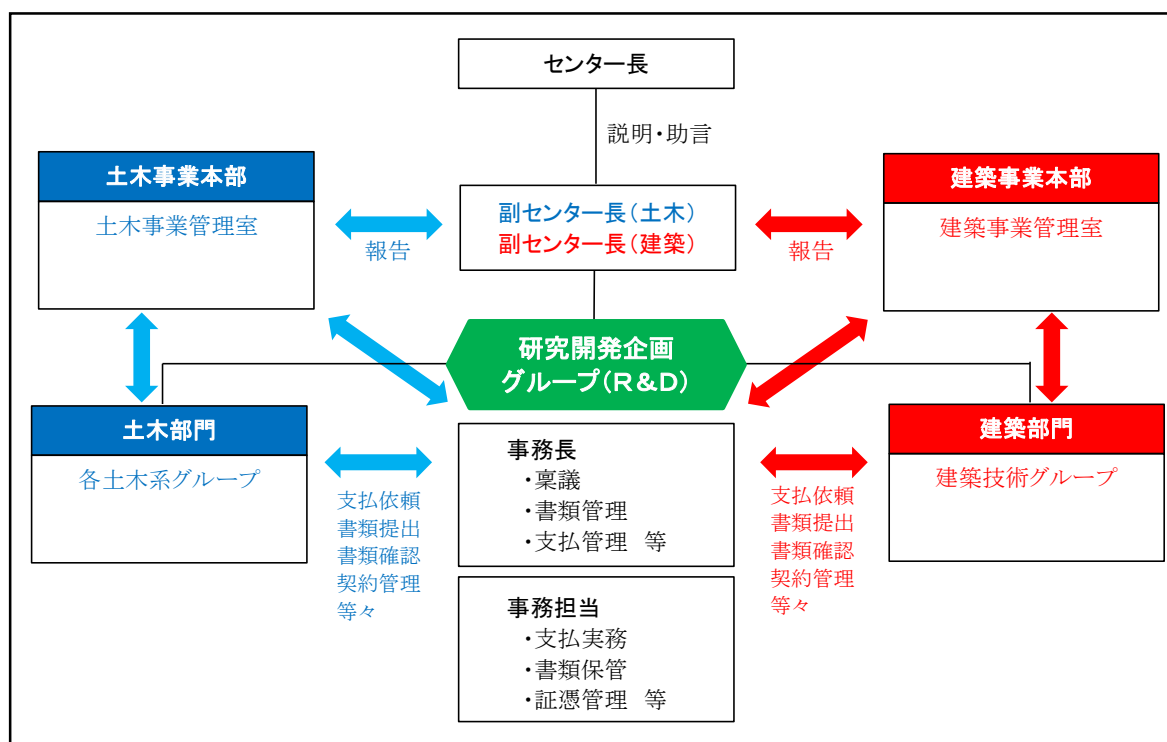
（体制図は下図参照）

① 副センター長の増員（ライン別チェック能力の強化）

土木・建築それぞれの業務に精通した副センター長を増員し、決裁内容の調査・吟味を徹底したうえで、センター長へ回覧し決裁を受けるものとする。

② 事務長の配置（事務管理能力の強化）

土建部門を共通して業務管理を担当する事務長 1 名を配置し、センターの土木、建築部門から提出された稟議書、請求書支払等の事務手続きの全てをチェックする。尚、必要に応じて土木、建築各本部と連携した上で、事務手続きを進めるものとする。



（６）研究者の倫理観

研究職は専門性が高く同じ部署に長期滞在となるケースが多いため、研究者としての倫理観、守秘義務、透明性の確保が必要となります。必要な教育・講習はセンターの年間の教育計画の中に予め計画し、継続的に行ってまいります。また、内部監査等で十分な教育等が行われているか定期的にチェックを行ってまいります。

（７）業者登録上の問題

本社各部門における各種の支払処理に際して、経費支払システムでの支払いは、正規の業者コード登録、または登録時の調査を一部省略した簡易業者コードを使用して行われております。今回問題となった会社（Ｃ社）は、簡易業者コードでの登録であり、相手先の事業内容・登記簿謄本等を確認しておりませんでした。

そこで、一定金額以上または継続的に支払う取引先については、正規の業者コードの登録を義務付け、簡易業者コードの使用を制限いたしました。つまり、業者登録時には、事業内容調書（東亜書式）、登記簿謄本、印鑑証明、会社案内、財務諸表、監督官庁からの営業許可証明書類（建設業許可通知等）の他、反社会的勢力排除に関する確約書（東亜書式）の取得を徹底してまいります。

以 上